

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 背景

#### ■ 三重県住生活基本計画とは

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本法」(平成18年施行)第17条に基づき策定するものであり、同法に掲げられた基本理念をふまえて、本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画です。

#### ■ 計画の位置づけ

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本計画(全国計画)」に即した内容とするとともに、県の長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」をふまえ、本県の住宅に関する各種計画と連携し、住生活に関する施策の方向を定めるものです。

また、より地域に密着した行政主体である市町が、地域における多様な居住ニーズに的確に対応した施策を展開する際の指針となるものです。

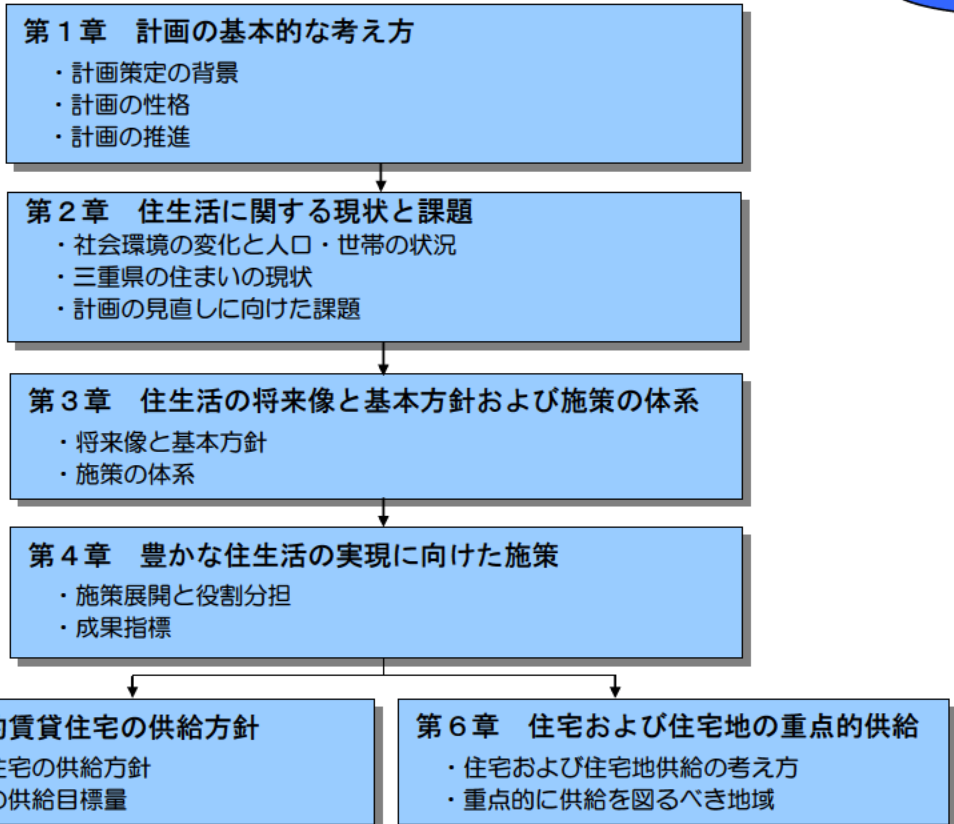
#### ■ 計画見直しの必要性

国民の豊かな住生活の実現のために、従来の住宅供給中心の“量”の政策から“質”の政策に転換することとし、平成18年6月に「住生活基本法」が公布・施行されました。

本県では、本県にふさわしい豊かな住生活の実現のために、平成19年3月に「住生活基本法」に基づく都道府県計画として「三重県住生活基本計画」を策定し、取組を進めてきました。

計画策定後5年が経過し、時代の変化や要請に的確に対応し、施策を展開する必要があることから、「住生活基本計画(全国計画)」の見直しや、「みえ県民カビジョン」に即した計画の見直しを行いました。

### 構成



### 目的・期間

#### ■ 計画の目的

この計画では、本県がめざす住生活の将来像、その実現に向けた手法とともに、県・市町・住宅関連事業者・県民の各主体の役割分担を明確にし、共有することにより、県民の住生活に関する多様なニーズや地域の実情に応じた施策が、効果的かつ持続的に展開されることを目的とします。

また、各主体が住生活についての意識を向上し、地域で主体的に活動するための指針となることを目的とします。

#### ■ 計画の期間

住生活基本計画(全国計画)に即し、平成32年度までを計画期間とします。

### 役割分担

#### ■ 施策の役割分担

県の役割および市町、住宅関連事業者、県民に期待する役割における基本的な視点は次のとおりです。

##### 【県の役割】

- ・中長期的なビジョン・戦略の提示
- ・全県の・広域的な施策の展開
- ・連携の仕組みづくり

##### 【市町に期待する役割】

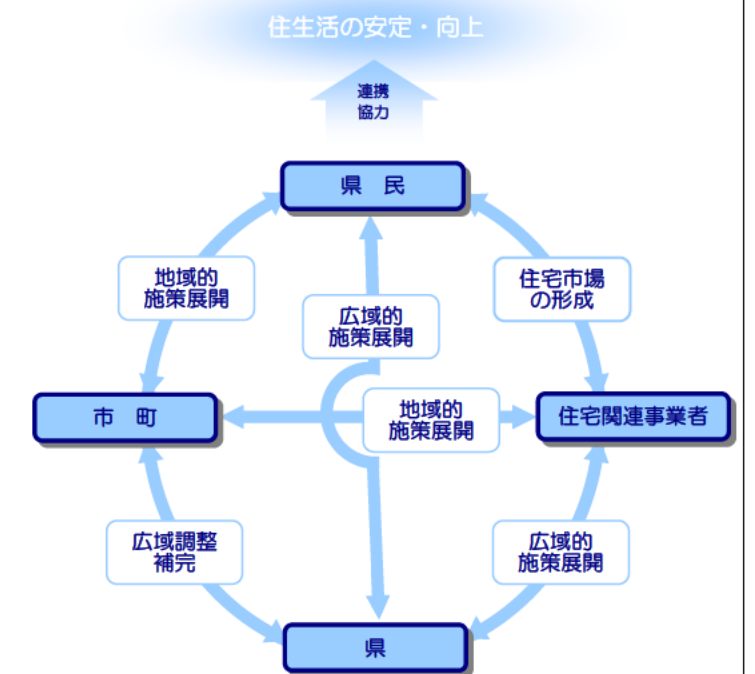
- ・地域の特性に応じた施策の展開

##### 【住宅関連事業者に期待する役割】

- ・住宅の品質の確保に重要な責任を有していることを自覚した事業展開

##### 【県民に期待する役割】

- ・住まいづくりへの積極的な参画



## 第2章 住生活に関する現状と課題

#### ■ 計画の見直しに向けた課題

- ・東日本大震災を契機とした災害に強い住まいづくり
- ・高齢者が安心して住み続けられる住まいづくり
- ・環境・エネルギーに配慮した住まいづくり
- ・住宅ストック活用と流通の仕組みづくり
- ・住宅確保要配慮者に対する住まいの確保(住宅セーフティネットの充実)

＜住生活の将来像＞

“住みたくなる” “住み続けたくなる”  
快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活

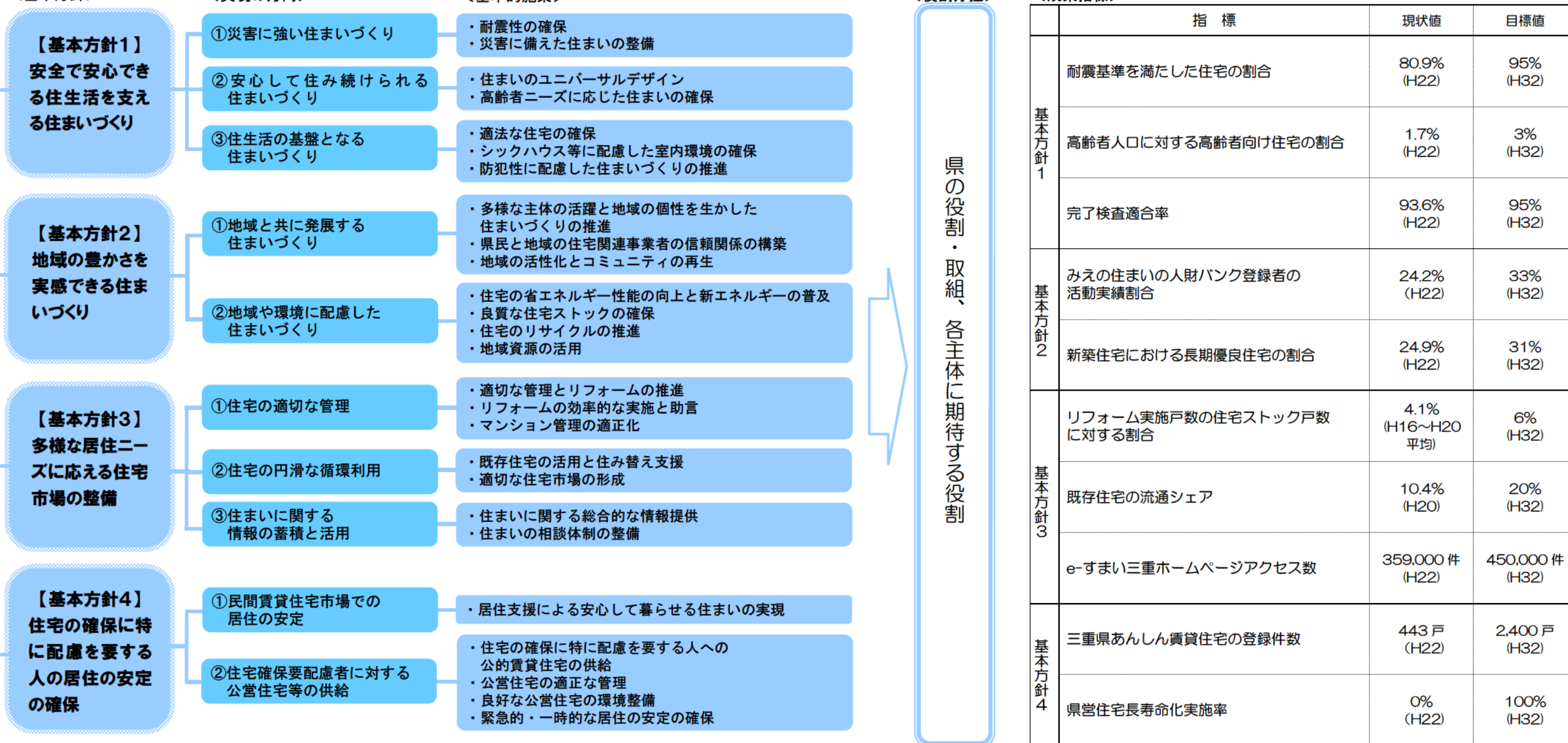
＜基本方針＞

＜実現の方向＞

＜基本的施策＞

＜役割分担＞

＜成果指標＞



第5章 公的賃貸住宅の供給方針

■ 賃貸住宅市場への公的関与の考え方

民間賃貸住宅市場において供給されにくい住宅については、行政の公的な誘導や支援等により供給を促進する必要があります。  
また、必要が認められる場合には、直接供給により市場を補充していくものとします。

■ 公営住宅供給の方向

- ① 効果的な住宅セーフティネットの構築
- ② 地域財産としての整備
- ③ ストック活用と居住環境の向上
- ④ 供給主体の一元化

■ 公営住宅の供給目標量

公的支援が必要な世帯数から算出  
10年間の供給量総数 8,200戸  
〔既存住宅からの退去に伴う入居募集等による〕

第6章 住宅および住宅地の重点的供給

大都市法における大都市地域のうち、重点供給地域では、地域に応じた以下の方策等により、住宅・住宅地の供給を促進します。  
・現在事業中の計画的な住宅地開発事業の推進による供給  
・市街化区域内農地での土地区画整理事業等による供給